

兵高教組 2025年6月24日

調査情報11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

来週6月30日はボーナス(特別給)支給日です!

2.26月分支給

初任者0.678月(昨年0.663月)
再任用1.18月(昨年1.155月)
介助員・生活学習支援員2.30月

民間でいう「ボーナス」を公務員は「特別給」といい、夏季は6月30日に支給されます。自分の特別給が何円になるのかを計算しながら、高教組が昨年度、組合員の要求に基づいて勝ち取ってきた成果とこれからの課題を考えます。

◎特別給は「期末手当」と「勤勉手当」との2つからなります。

在職期間	再任用以外	再任用職員
6ヶ月	1.25	0.7
昨年	1.225	0.6875
5ヶ月以上	1	0.56
昨年	0.98	0.55
3ヶ月未満	0.375	0.21
昨年	0.3675	0.20625

会計年度任用職員は再任用以外と同じ

「勤勉手当」は、「その者の勤務成績に応じて」支給と条例にあります。高教組はこの考え方に対する反対を続けています。理由はいくつかありますが、たとえば、長時間勤務が「優秀」なのか、生徒の進学・就職実績が繋がるのか、生徒指導で悩んで困っていることを他の教員と相談すると「力不足」なのか等々、教職員の働き方や職員室での共同が失われるということを懸念しています。高教組は全て「期末手当」での支給を要求しています。

「期末手当」は、特別給支給日の基準日(6月1日)までの在職期間で算定されます。今年が2年目以降の方、昨年度12月よりも早くから1年間常勤講師をしていた新採用の方は、在職期間満額で支給されます。

2020年4月まで、臨時の常勤講師は、連続して1年勤務させてはならないとの解釈から概ね3月31日の「1日」は職を解かれた「空白の1日」とされ、その「1日」のために夏の特別給が約30%もカットされていました。

この問題を全国で最初に総務省との交渉で明らかにしたのは、兵庫高教組です。

	在職期間	良好	優秀	特に優秀
再任用以外	6ヶ月	1.01	1.155	1.3
	昨年	0.985	1.13	1.275
	(4月採用)	0.303	0.3465	0.39
	昨年	0.2955	0.339	0.3825
再任用	定年後引続き	0.48	0.5175	
	昨年	0.4675	0.505	
	定年後数年経て 4月から	0.144	0.15525	
	昨年	0.14025	0.1515	

広島県では一昨年度の交渉で再任用者も定年延長者と同じく月例給は現役時の7割に

◎「期末手当」を計算してみよう!

<計算式> 各人の給料明細から数字を挿入し計算。

$$\left[\begin{array}{l} \text{給料} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} + \left(\begin{array}{l} \text{給料} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{扶養} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{地域手当} \\ \text{支給率} \end{array} \end{array} \right] \times 1.25$$

円 円 円 円

$$+ \left(\begin{array}{l} \text{給料} \\ \text{(調整額なし)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{職務} \\ \text{加算率} \end{array} = \boxed{\quad}$$

自分の給与
表から挿入

↓

期末手当

※参考に



再任用0.7
初任 0.375

地域手当は「県行革」で削減されたまま。本来は下記より1.5%高い

9.4%	神戸・尼崎・西宮・芦屋	6.4%	姫路
	伊丹・宝塚・川西・明石		4.4% その他の地域



職務加算率

5%	教育職1級63号給以上・2級55号給以上
	技能労務職87号給以上・行政職4~6級
10%	教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級以上

◎「勤勉手当」を計算してみよう!

$$\left[\begin{array}{l} \text{給料} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} + \left(\begin{array}{l} \text{給料} \\ \text{(調整額)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{地域} \\ \text{手当} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{職務} \\ \text{加算率} \end{array} \end{array} \right] \times 1.01$$

円 円 円 円

勤勉手当

※一昨年度の高教組と県教委との交渉で会計年度任用職員にも「期末手当」に加え「勤勉手当」も支給されるようになりました。

	在職期間	良好
会計年度	6ヶ月	1.05
	昨年	1.025
	(4月採用)	0.315
	昨年	0.3075



非常勤講師は1週15時間30分(50

分授業で週18コマ)未満の方には支給されず、交渉の課題です。

※訂正「調査情報10号」で「声を上げれば熾えられます」は「麥」です。申し訳ありません。